

中央新幹線第一中央自動車道架道橋ほか新設工事における環境保全(提出日:R5.6.27)に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

| No | 山梨県からの要請(要請日:R6.3.29) | 事業者の対応方針 |
|----|--|---|
| 1 | <p><u>環境保全措置及びモニタリングのより具体的な説明</u> 事業の円滑な実施には地元の理解と協力が不可欠であることから、保全計画書には環境保全措置の内容を具体的に記載することとなっている。しかし、具体的に記載されていない、または記載不十分と認められる部分があるため、次の事項について、追加の資料を提出するとともに、当該資料を貴社ホームページ上で公表すること。 ①濁水処理施設に関する想定水量、処理能力、その根拠</p> <p>②工事排水が基準値を超えた場合や、河川または排水路に変化が見られた場合の対応</p> <p>③低炭素型建設機械の採用に対する代替措置の検討内容</p> | <p>①濁水処理設備は、想定する工事排水量を処理可能な能力を備えた設備を設置しています。(想定水量:10m³/h、処理能力:20m³/h) 本工事における想定水量はケーソン基礎施工時のポンプ吐出量によるヤード内からの排水量とし、これに余裕を加味して濁水処理設備の処理能力を設定しています。 ご指摘を踏まえ、今後の環境保全の計画では基本的に「第3章 環境保全措置の計画」にて濁水処理設備の想定水量及び処理能力について記載することとします。</p> <p>②工事排水については、環境保全の計画の「第3章 環境保全措置の計画」に記載の通り、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に定める基準値に基づき、浮遊物質(SS)、水素イオン濃度(pH)を確認し、排水します。基準値を満たさない場合は濁水処理設備で再処理を行うことで、基準値を超えた工事排水を河川へ放流しない計画です。併せて、これらを実行するために、「工事排水の監視」、「処理装置の点検・整備による性能維持」を行うなどの環境保全措置を講じていきます。 上記の通り排水前及び排水時に環境保全措置を講じることに加え、「第4章 事後調査及びモニタリング」に記載の通り、排水先の河川または排水路に変化が見られた場合には、追加的な環境保全措置の実施や環境保全措置の変更を実施することとしています。</p> <p>本件ご指摘については継続的に頂いているところではありますが、引き続き山梨県を含め全国的に低炭素型建設機械の流通台数は極めて少ない状況であり、採用が大変難しい状況であります。そのため、代替として国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を評価書時に計画した採用率以上使用することで、温室効果ガスを同程度低減する計画としています。今後、低炭素型建設機械の流通台数が増えれば、積極的に採用することで、更なるCO₂排出量の低減を目指していくことで計画していますので、環境保全措置としては引き続き採用してまいります。 なお建設機械稼働におけるCO₂排出量の低減対策のうち、①低燃費型建設機械②低炭素型建設機械について、以下【評価書】と【現状】との比較をお示しします。 【評価書】 採用する建設機械:バックホウ、ホイールローダー、ブルドーザ ・①については、採用率を使用台数の50%とし、建設機械のCO₂排出量は従来型の約10%減 ・②については、採用率を使用台数の10%とし、建設機械のCO₂排出量は従来型の約20%減 【現状】 採用する建設機械:バックホウ、ホイールローダー、ブルドーザ ・②の採用率を0%とした際、同等のCO₂排出量を削減するには、①の採用率を70%以上とする必要があります。 ・第一中央自動車道架道橋の建設機械については、国土交通省の定める燃費基準を参考に、認定された建設機械(①)を優先的に採用しており、①の採用率は70%を超過しています。</p> <p>次回の中間報告書には、工事箇所毎に中間報告書対象期間(令和3年度～令和5年度)の低炭素型建設機械及び低燃費型建設機械の採用率について記載し、必要に応じて追加の保全措置及び検討内容について記載します。 (第一中央自動車道架道橋の各建設機械の採用率) 低燃費型建設機械の採用率:約100% 低炭素型建設機械の採用率:0%</p> |
| 2 | <p><u>大気質・騒音・振動のモニタリングの再検討</u> 事後調査計画書にて、モニタリングは評価書の予測地点を基本に工事施工ヤード周辺で行うとしているが、当該予測地点は本工事施工ヤードから1km程度離れており、周辺とは言い難い。調査地点は、最寄り民家等、工事施工ヤード周辺で最も環境影響を受ける可能性のある地点を選定すべきであるため、調査地点を検討すること。 また、調査時期は、「本工事を含むより大きな区間の工事最盛期に行うこととし、今後決定する」としているが、本工事の最盛期とすること。 なお、常時行われる簡易測定等で予測を上回る影響が確認された場合や、工事着手後であっても地元から要望があった場合は、速やかにモニタリングを行うとともに、追加保全措置の必要性について検討すること。</p> | <p>大気質・騒音・振動調査については「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【山梨県】平成26年8月」(以下、評価書という。)の予測地点を基本として、周辺の住居の立地状況等から現場状況に応じて調査地点を検討しています。 工事最盛期のモニタリングについては評価書の予測条件を基本に、工事箇所単体ではなく一定の地区単位で計測する計画としています。今後、本工事の前後区間でも順次工事が開始されていくことを前提として、評価書予測地点を基本に、本工事を含めた一定の区間における工事最盛期に実施する計画としています。 一方で、簡易測定等については、工事箇所周辺に住居等が存在する場合に工事箇所毎で実施し、予測を上回ることを確認した場合は、原因の把握に努めるとともに、工事影響が認められる場合には追加の環境保全措置を検討します。また、周辺にお住まいの方などからの要望があった場合は、工事期間中に大気質・騒音・振動調査を実施することを検討します。</p> |